

2021
04
April



CLIENT

No.347



Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・「楽しい給与計算」の使い方
～時給計算の設定～

P1・2

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・同一労働同一賃金とは

P3

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・電子帳簿保存制度の見直しについて
(令和3年度税制改正大綱)

P5

労務トピックス

- ・労働組合（ユニオン）への対応について

P4



明日へのヒント

- ・『30万円特例』を利用した保険の活用

P7

「楽しい給与計算」の使い方 ~時給計算の設定~

Question

「楽しい給与計算」では時給計算が自動で出来ると聞きました。どのように行うのでしょうか。

Answer

「楽しい給与計算」で時給計算を行う際の設定についてご紹介します。

従業員の設定

事前に、従業員情報を設定します。

- ① [メインメニュー] - [その他のメニュー] - [従業員一覧] より該当者をクリックし、選択します。

- ② ■基本情報 の中の [支給形態] の欄で、○時間給制 を選択します。

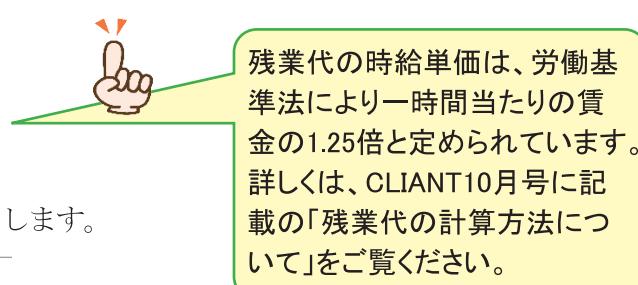
支給形態	<input type="radio"/> 月給制 <input type="radio"/> 日給制 <input checked="" type="radio"/> 時間給制
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------



- ③ ■計算機 の中で、[単価]、[時間の転記先]、[金額の転記先]、を選択します。

例)

NO	単価	時間の転記先	金額の転記先
1	1100 円	労働時間	基本給
2	1375 円	普通残業時間	時間外手当



- ④ 必要に応じて、[通勤手当] の日数単価を入力します。

通勤手当	300 円／日
------	---------

※「非課税」の設定がされている支給項目欄に計算結果の金額が転記されます。

保存する

時給者の給与計算

給与計算時には、上方のグレーの計算機欄へ時間を入力すると、金額が自動計算されます。

時間給計算機	①時間を入力 ↓通常		↓残業		②チェックを確認してクリック	
	@1,100円 : 100 時間 30 分	@1,375円 : 2 時間 30 分	<input checked="" type="checkbox"/> 勤怠	<input checked="" type="checkbox"/> 支給		<input type="checkbox"/> メモ
通勤手当計算機	@300円 : 18 日 = 5,400 円		<input checked="" type="checkbox"/> 出勤日数	<input type="checkbox"/> 通勤費	<input type="checkbox"/> 調整額	<input type="checkbox"/> 給与明細書へ転記する
支給	出勤日数	欠勤日数	有休日数	有休残日数		
	18					
	労働時間	普通労働時間	深夜労働時間	休日労働時間		
	100:30	2:30				
	基本給	時間外手当	特別手当	職務手当	休日手当	皆勤手当
110,550	3,438					
通勤費				休業控除	調整額	
5,400						
健康保険料	介護保険料	厚生年金等	雇用保険料	所得税	住民税	
				年末調整	社会保険料合計	
					113,988	

月給制の残業手当計算

従業員の設定

- ① ■計算機 の中で、 [単価] 、 [時間の転記先] 、 [金額の転記先] 、を選択します。

例)

NO	単価	時間の転記先	金額の転記先
1	1375 円	普通残業時間	時間外手当

- ② 保存します。

保存する

残業手当計算

残業手当計算時には、上方のグレーの計算機欄へ、時間を入力すると、金額が自動計算されます。

- ① 時間を入力
② 給与明細へ転記する

①時間を入力	②チェックを確認してクリック																																																																																										
<input style="width: 100%;" type="text" value="時間外手当 計算機 @1,250円: 2時間 30分"/>																																																																																											
小計 : 3,125 円 <input checked="" type="checkbox"/> 勤怠 <input checked="" type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> × 給与明細書へ転記する																																																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">勤怠</td> <td>出勤日数</td> <td>欠勤日数</td> <td>有休日数</td> <td>有休残日数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="width: 10%;">支給合計額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>日</td> <td>時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>179,125</td> </tr> <tr> <td></td> <td>労働時間</td> <td>普通残業時間</td> <td>深夜労働時間</td> <td>休日労働時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2:30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		勤怠	出勤日数	欠勤日数	有休日数	有休残日数					支給合計額				日	時間					179,125		労働時間	普通残業時間	深夜労働時間	休日労働時間																		2:30																																															
勤怠	出勤日数	欠勤日数	有休日数	有休残日数					支給合計額																																																																																		
			日	時間					179,125																																																																																		
	労働時間	普通残業時間	深夜労働時間	休日労働時間																																																																																							
		2:30																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">支給</td> <td>基本給</td> <td>時間外手当</td> <td>特別手当</td> <td>職務手当</td> <td>休日手当</td> <td>皆勤手当</td> <td></td> <td style="width: 10%;">非課税額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>176,000</td> <td>3,125</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通勤費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>休業控除</td> <td></td> <td>調整額</td> <td>課税分合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>179,125</td> </tr> <tr> <td></td> <td>健康保険料</td> <td>介護保険料</td> <td>厚生年金等</td> <td>雇用保険料</td> <td>所得税</td> <td>住民税</td> <td>年末調整</td> <td>社会保険料合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>自動計算</td> <td>自動計算</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>控除</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>控除合計額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>× モ</td> <td colspan="6">※110文字まで</td> <td>差引支給額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="6"></td> <td>179,125</td> </tr> </table>		支給	基本給	時間外手当	特別手当	職務手当	休日手当	皆勤手当		非課税額		176,000	3,125						0		通勤費				休業控除		調整額	課税分合計									179,125		健康保険料	介護保険料	厚生年金等	雇用保険料	所得税	住民税	年末調整	社会保険料合計					自動計算	自動計算			0		控除							控除合計額									0		× モ	※110文字まで						差引支給額									179,125
支給	基本給	時間外手当	特別手当	職務手当	休日手当	皆勤手当		非課税額																																																																																			
	176,000	3,125						0																																																																																			
	通勤費				休業控除		調整額	課税分合計																																																																																			
								179,125																																																																																			
	健康保険料	介護保険料	厚生年金等	雇用保険料	所得税	住民税	年末調整	社会保険料合計																																																																																			
				自動計算	自動計算			0																																																																																			
	控除							控除合計額																																																																																			
								0																																																																																			
	× モ	※110文字まで						差引支給額																																																																																			
								179,125																																																																																			

■ 計算機の

給与計算の画面で、明細の上の方に現れる 勤怠 支給 ×モ 給与明細書へ転記する のチェックボックスは、それぞれチェックを入れると明細に自動転記されます。必要に応じてチェックを外してください。

勤怠	出勤日数	欠勤日数	有休日数	有休残日数					支給合計額
	18		日	時間					119,388
	労働時間	普通残業時間	深夜労働時間	休日労働時間					
	100:30	2:30							
支給	基本給	時間外手当	特別手当	職務手当	休日手当	皆勤手当		非課税額	
	110,550	3,438						5,400	
	通勤費				休業控除		調整額	課税分合計	
								113,988	
	健康保険料	介護保険料	厚生年金等	雇用保険料	所得税	住民税	年末調整	社会保険料合計	
				自動計算	自動計算			0	
	控除							控除合計額	
								0	
	× モ	時間給内訳 81100円(100h30m) 81375円(2h30m) ※110文字まで						差引支給額	
								119,388	

① Question

同一労働同一賃金という言葉を目にすることが増えました。パート歯科衛生士でも正社員と同様に賞与を支給しないといけないのでしょうか。また、パートには資格手当を支給していないことは問題になるのでしょうか。



② Answer

賞与や資格手当を「パートだから」という理由で支給しない運用は、同一労働同一賃金に抵触する可能性があります。

◆ 同一労働同一賃金とは

同じ職場において「正社員」と「パートタイム労働者」「有期雇用労働者」との間で、基本給や手当、賞与など、あらゆる待遇について不合理な差を設けることを禁止し、職務内容や責任の度合いが全く等しければ同じ賃金を支払う必要があります。

少人数の個人医院では期間の定めのない無期雇用契約が多いですが、雇用期間を1年等定め、契約更新していく有期雇用契約もあります。勤務日数、勤務時間、仕事内容等が同じであれば雇用形態の違いだけで待遇に不合理な差を設けることはできません。有期雇用と無期雇用の差には注意が必要です。

スタッフへの賞与支給

同一労働同一賃金は、常勤正社員に賞与を支給するのであれば、パートにも同水準で支給しなさいという法律ではありません。何を基準として支給する賞与なのかを明確にし、格差を設ける理由が不合理でないかという点がポイントです。

例① 勤務日数を基準に常勤に賞与を支給している

常勤歯科衛生士とパート歯科衛生士では一般的に勤務日数が異なる場合が多いと思います。

勤務状況に基づき、常勤には賞与支給あり、パートには賞与支給なしという対応は可能です。

ただし、常勤と同様に週5日勤務しているパートに支給していない場合は問題になる可能性があります。

例② 歯科衛生士だから賞与を支給している

歯科衛生士、看護師、栄養士、歯科助手などの職種に基づき賞与を支給する場合は、パートの歯科衛生士にも賞与を支給する必要があります。



スタッフへの各種手当

歯科衛生士手当等の資格手当

雇用形態の違いにより、全く支給をしないとする事は法律違反を問われる可能性があります。ただし、パートに対し資格手当を考慮した時給設定を行っていることを説明することができれば、必ずしも「資格手当」という名称で支給する必要はありません。

各種手当は「何に対し支給する手当なのか」を整理し、常勤正社員とパートの間において格差がある場合には、不合理でない理由をきちんと説明できるようにしましょう。

職場の労務トラブルが多様化・増加の傾向にある昨今、労働者の労働組合（ユニオン）加入による団体交渉を求められるケースが出てきております。

今回は、労働組合（ユニオン）について紹介していきたいと思います。



労働組合（ユニオン）とは

労働組合とは、主に企業単位で組織され、企業側と団体交渉を行う組織となります。

ユニオンは労働組合の一形であり、企業の中に労働組合がない場合や、あっても機能していない場合などに、地域別や業種別などで組織されている団体です。一般的に労働者であれば、誰でも加入ができます。

ユニオンの活動内容とは

ユニオンは、組合員の代わりに勤務先との団体交渉を申し入れ、労働環境などの交渉を行います。

労働者がユニオンに加入された段階で、労働者に代わり勤務先へ労働条件や労働環境の交渉を行うことになります。通常は、始めにユニオンより書面が勤務先に送られてくるようです。

その後は指定の場所等で交渉をしていくことになります。その際に大人数で交渉してきたり、大声や威圧的な態度で交渉をされたケースもあるようです。

医院側が行うこととは

労働者がユニオンに加入すると、ユニオンより医院に対して労働組合加入通知書・団体交渉申入書などの書面が送られてきます。書面には交渉の日付・場所、交渉内容が記載されており、不都合があれば連絡するようにとの文言が書かれていることが多いようです。

すぐに対応せず、一度弁護士などの専門家に相談することをおすすめ致します。



注意点

慣れない書面に動揺し、すぐに対応してしまわないように注意しましょう。

交渉の日などは短期間に設定されていることが多い、すぐに対応しなければいけないと思いがちですが、まずは落ち着いて弁護士などの専門家の意見を聞くことが大切です。

すぐに対応すると相手のペースになる可能性が高く、意にそぐわない交渉条件を承諾させられるケースもございます。

また、団体交渉に院長自らが行くことにより、その場で意思決定をするように迫られることもありますので注意が必要です。

今回は簡単に労働組合（ユニオン）について、ご紹介致しました。

ユニオンとの団体交渉時にはもちろんのこと、労務トラブルの際は書面や記録が大切になってきます。

両者間の認識の相違等でトラブルになることが多く、トラブルを未然に防ぐためにも認識の共有や書面等で確認を取ることが大切になってきます。

雇用契約書はもちろんのこと、日々のトラブルの詳細・対処方法や行った注意喚起などを箇条書きや日誌の片隅でも構いませんので記録に残しておくと、トラブルが起きた際の資料として有効となります。



Question

クラウド会計を導入し、ペーパーレス化を推進して経理の生産性向上を進めております。各種領収証等についても出来る限りデータで管理をしたいのですが、現行の制度で対応可能でしょうか。

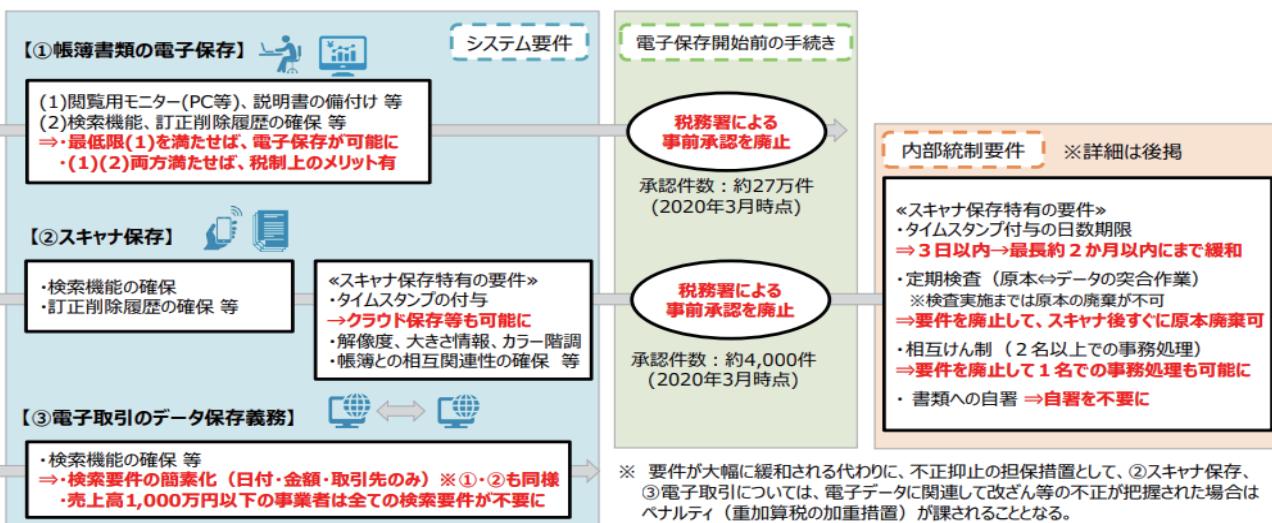
Answer

以前から、紙保存が原則である税務関係の書類は、電子帳簿保存制度とスキャナ保存制度により、データ保存が可能になっていました。しかし、制度が厳格である為、広く普及していません。令和3年度の税制改正大綱が12月10日に発表され、経理書類を電子的に保存する際の手続きが大幅に緩和されます。

概要

- ・電子帳簿保存制度:会計帳簿の処理で保存すべき書類を紙ではなく、データで保存することを認める制度です。
- ・スキャナ保存制度:領収書といった紙の書類を電子データに変換して保存してもいいという制度です。スキャナで読み取ったデータを一定の要件に従って保存していれば、紙の書類は処分することができます。

改正内容



ポイント

- ・電子帳簿保存法に対応したクラウド型の会計ソフトを利用していくれば、要件を満たすことが出来ると考えます。法律が改正され、改正に沿った会計ソフトが開発されていけば、多くの利用者が、電子保存のメリットを享受できるようになると予想されます。
 - ・タイムスタンプ、定期検査、相互けん制等の「内部統制要件」が大幅に見直されたことで、ペーパーレス化が一層促進されるでしょう。
- 出典:経済産業省「令和3年度（2021年度）経済産業関係税制改正について」

① Question

銀行から事業用の借入をするための手続きをしています。連帯保証人は両親、又は専従者として働いている妻を検討しています。その際、銀行から「保証意思宣明公正証書」を作成、提出する必要があると言われました。保証意思宣明公正証書とは何ですか。提出しないといけないのでしょうか。

② Answer

令和2年4月1日以降、事業用融資について個人が保証人として保証契約を締結する場合は事前に保証意思宣明公正証書の作成が必要となりました。**公証役場で作成をして、銀行等へ提出します。**

保証意思宣明公正証書の作成手続きを経ていない保証契約は効力を生じないことがあります。(改正民法第465条第1項)

保証人になる人が「保証人になることの意味、リスク」「具体的な債務の内容」等を理解しないまま安易に保証契約を締結してしまい、その結果として生活破綻へ追い込まれるケースを防ぐために新設されました。

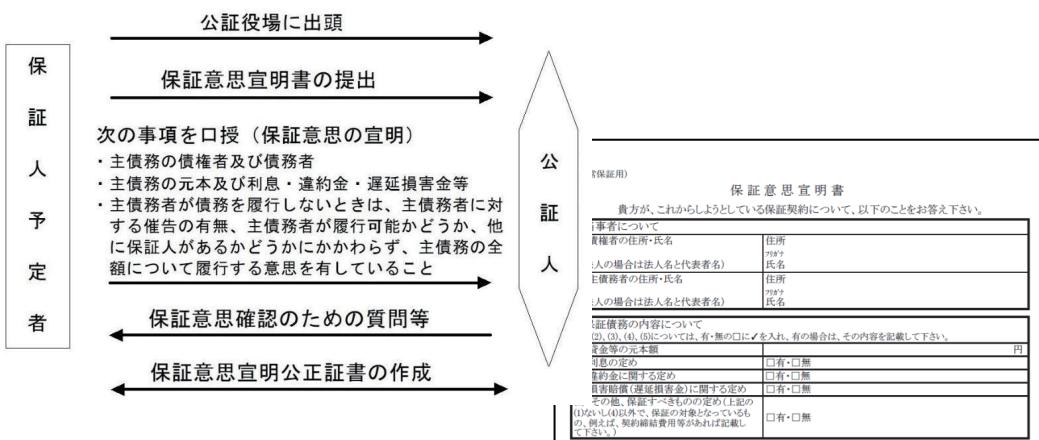
ただし、下記の場合は作成不要となっております。

- ◆医療法人、会社等の法人が保証人になるとき
- ◆医療法人が主たる債務者で、その医療法人の理事長が保証人になるとき
- ◆個人の場合、診療所の共同事業者又は専従者となっている配偶者が保証人になるとき

作成手続きの流れ

公正証書作成となりますので『公証役場』にての手続きになります。

保証契約の締結日前1か月以内に作成する必要があり、保証人となる本人が公証役場を訪問して書類提出等の手続きとなります。代理人での手続きは不可となっています。



作成手数料

公正証書の作成には保証契約1件につき11,000円の手数料がかかります。

信用保証協会が関与すると、信用保証委託契約と貸付契約のそれぞれに手数料が発生し、借入1件で22,000円になることもあります。

具体的な手続きの流れ等は借入を行う銀行で説明があると思いますので、ご確認をお願いいたします。

今回のケースでは、診療所で専従者として働く奥様が保証人の場合は不要ですが、ご両親が保証人になる場合は保証意思宣明公正証書が必要になると思われます。

今後は、保証意思宣明公正証書作成の有無も考えた上で保証人を誰にお願いするか検討する必要があるかもしれません。

2019年に法人向け生命保険の保険料の経理処理の取扱いについて大きな改正が入り、「節税」を期待した保険利用が難しくなったと思われていますが、全額損金計上が可能な『30万円特例』の活用が注目を集めています。

保険料30万円特例とは

定期保険やガン・医療などの第三分野の保険に加入した際、一定の条件に該当した場合で、年間保険料が30万円以下の保険契約に関しては全額が損金として処理する事が出来る特例です。

特例に該当する2パターンの条件

- 保険料の支払期間が5年、10年当の短期払込みの保険で、解約返戻金が無いもの、もしくは解約返戻金がわずかな定期保険または第三分野保険
 - 被保険者1人当たりの年間保険料が30万円以下
- or
- 解約返礼率が50%超~70%以下の定期保険または、第三分野保険
 - 被保険者1人当たりの年間保険料が30万円以下

生命保険の活用方法として一般的な「**経営者の補償**」だけではなく、「**従業員の福利厚生**」にも活用できます。

「節税効果」を期待する際には注意が必要

保険料を損金算入することによる利益対策での保険活用には大きく以下3点の注意が必要です。

- ① 被保険者1人当たり年間保険料を30万円以内に抑える必要がある
- ② 法人税の実効税率が30%超でなければメリットを受けられない
- ③ 医療保険の見舞金、退職金を支給する場合には規定が必要

保険のメリットを最大限に活用するために

魅力的な「保険料30万円特例」ですが、上記のように細かい注意点があり、**本当にメリットが生まれ出せるかどうかの見極めが重要**です。保険加入の検討に、プロのプランナーにご相談されてはいかがでしょうか？

プロのプランナーが保険を見極め

弊法人のグループ企業である日本クレアス財産サポートでは、お客様とともに現在の保険契約のリスクの洗い出しを行い、最適な契約内容のご提案を行います。ご興味がございましたらぜひ担当までご連絡ください。



保険に関するご相談は、お気軽にご連絡ください。

株式会社日本クレアス財産サポート 小林靖朋

☎ 03-3593-3263 ☐ y.kobayashi@j-creas.com

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 347号

- 発行日：2021年4月5日
- 発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
- URL：<https://ca-medical.jp>
- お問合せ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



◇国内◇ 東京 / 大阪 / 高崎 / 富山 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社日本クレアス財産サポート

▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階
電話（代表）：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246